

2019年03月市議会一般質問（案）

2019年3月10日現在

日本共産党のふくま健治です。質問通告に基づき3項目について質問します。

税制の1点目は、消費税増税について質問します。

政府は、10月から消費税を10%に増税する方針を表明しています。

第1は、こんな深刻な消費不況のもとで増税を強行していいのかという問題です。

2014年の消費税8%への増税を契機に、実質家計消費は年額25万円も落ち込んでいます。GDPベースでも、実質家計消費支出（帰属家賃を除く）は3兆円も落ち込んでいます。家計ベースでも、GDPベースでも、日本経済が深刻な消費不況に陥っていることは、明らかであります。こうした状況下で、5兆円もの大增税を強行すれば、消費はいよいよ冷え込み、日本経済に破滅的影響を及ぼすことは明瞭ではないでしょうか。2年半前の増税延期のさい、総理は、「世界経済の不透明感」を延期の理由にしました。しかし今日、世界経済は、米中貿易戦争、イギリス離脱問題とEUの経済不安など、2年半前とは比較にならないほど不安定となり、リスクが高まっています。日本経済の現状という点でも、世界経済のリスクという点でも、2年半前の総理の言明がゴマカシでなければ、今年10月に増税などできるはずはないと考えます。

第2は、毎月勤労統計の不正によって、昨年の賃金の伸び率が実態よりもかさ上げされていたという問題です。かさ上げされた数値をもとに、政府は、昨年7月以降の月例経済報告で、賃金は「緩やかに増加している」としてきました。安倍政権が、昨年秋、消費税10%の実施を宣言したさいに、「賃金が増加している」という認識があったことは明らかです。しかし、1月23日、厚労省が公表した修正値では、昨年の賃金の伸び率は、すべての月で下方修正され、実質賃金は1～11月の月平均でマイナスになる可能性があることが明らかになりました。「賃金が増加している」という政府の認識は虚構だったので、この点でも、消費税増税の根拠は崩れています。少なくとも統計不正の事実解明抜きに増税を強行することは論外だと考えます。

第3は、安倍政権の消費税増税に対する「景気対策」なるものが、前代未聞の異常で奇々怪々なものとなったことへの強い批判が広がっていることです。とくに「ポイント還元」

は、複数税率とセットになることで、買う商品、買う場所、買い方によって、税率が5段階にもなり、混乱、負担、不公平をもたらすとして怨嗟（えんさ）の的となっています。

日本スーパーマーケット協会など3団体は、「混乱が生じる」ことへの懸念を表明し、見直しを求める異例の意見書を政府に提出しています。国民の批判も、現場の意見も無視して、このような天下の愚策を強行することは許されません。

第4は、複数税率にともなう「インボイス」導入（実施は4年後）は、年間売り上げが数百万円しかない消費税免税事業者に新たな税負担と事務負担をもたらし、その影響は、請負労働者や建設職人など、最大で1000万人に及ぶとされます。

以上4点の立場から、今年10月からの消費税10%増税は、どこからみても道理はないと考えます。日本共産党は消費税10%増税はキッパリ中止することを求めています。

そこで質問しますが、消費税10%増税を中止することが、最良の景気対策と考えますが、見解を求めます。

次に、軽自動車税の減免対象の拡大について質問します。

軽自動車税には、障害のある方の負担を軽減する減免制度があります。昨年11月、障害3級の男性の方から「複合障害の場合は、軽自動車税は減免制度対象者にはならないといわれた」「同じ障害者なのにどうして適用してもらえないのだろうか。」「適用範囲を広げるべきではないか」との同制度に対する疑問と改善の要望が寄せられました。この方の障害は、心筋梗塞による心臓機能障害で4級、慢性閉塞性肺疾患による呼吸器機能障害4級の複合障害で、障害等級3級となっています。そこで質問しますが、複合障害の方も軽自動車税の減免対象にすべきと考えますが、見解を求めます。

次に住宅政策について質問します。

1点目は、賃貸住宅の不良施工による違法建築の是正についてです。

大手サブリースのレオパレス21が開発・販売したアパートで延焼や音もれを防ぐ壁（界壁）が屋根裏に設置されていないなど建築基準法違反の疑いが多数発覚し、大きな問題になっています。関係者は、同社のアパートには界壁がそもそもないものがあると指摘。遮

音性、防火性の両面から「違法建築であることは明らかだ」と告発しています。また「入居者の人命に関わる問題だ。1棟でも火事が起こったら大変なことになる」とも訴えています。

大分県内には、レオパレス21の物件が約280棟（約4600室）あると報道されています。

入居者からは「自分の住んでいるところは大丈夫か」「すぐには引っ越しできない」オーナーからは「不良物件報道で借り手が減るのではないか」「家賃が入らず経営難になるのではないか」などの不安の声があがっています。サブリース業者は、社会的責任を果たすことが求められています。

国もレオパレス21の全国約3万9000棟の調査を開始しています。平成31年2月7日には、国土交通省より、（株）レオパレス21が施工した共同住宅における建築基準法に基づき認められていない仕様への不適合についての通達が関係特定行政庁へ依頼され、大分市にも物件リスト等の情報提供がされ、建築基準法違反の事実確認と是正後の確認を進めるよう求められています。そこで質問ですが、これまでの調査の結果について報告を求めます。

2点目は、公営住宅への若者の入居促進についてです。

大分市営住宅の平成31年1月末の管理戸数は5,377戸、内空き家戸数は884戸、うち政策空き家332戸、政策空き家を除く入居率は89%です。うち4階以上は管理戸数1,765戸、空き家戸数299戸、政策空き家69戸、入居戸数1466戸、入居率は86%です。政策空き家を除く入居率は全住宅では89%、うち4階以上では86%となっています。

公共施設の有効活用の観点、安い家賃の住宅に入居したいという市民の声からも、空き家の充足率を高めていくことが求められています。

また市営住宅は入居者の高齢化がすすみ、団地のいっせい清掃などにも支障をきたしているとの声も聞きます。地域コミュニティ再生にも、若者の入居を促進する必要があります。

しかし現行の「申し込み資格」では、単身者は60歳以上の人、心身障害者等や生活保護利用などとなっています。単身者の若者には、市営住宅の入居申し込みの資格さえありま

せん。そこで質問です。若者の入居促進のために、年齢制限などの緩和をおこなうべきと考えますが、見解を求めます。

次に児童虐待について質問します。

千葉県野田市の小学校4年生の女子児童が自宅浴槽で死亡した事件、昨年東京都目黒区の女兒（当時5歳）が両親から虐待をうけ死亡。「もうお願い許して」と書かれたノートがみつかっています。連日のように児童虐待の報道がされています。多くの方が児童虐待に心をいためています。

2月7日の警察庁発表では、18年度、虐待を受けた疑いがあるとして児童相談所に、通告した18歳未満の子どもは、前年比22%増、8万104人、統計のある2004年以降初めて8万人をこえています。

また大分県警が対応した児童虐待の件数は、18年度は414件と統計を始めた2012年以降、過去最悪を3年連続で更新しています。

子どもの虐待防止対策は、「子どもの権利」を守ることを中心に据えることです。

子どもは、大人に保護されるだけの存在ではなく、大人に従属するものではない、子どもが権利の主体であり、その権利を守り、子どもの最善の利益を最優先する必要があるという認識を広げることが、児童虐待防止にとってもっとも重要だと考えます。

こどもの虐待防止対策は、早期発見・対応の促進、相談支援体制の強化、社会的養護の拡充、子育て家庭の孤立と貧困の打開をはじめとする予防策など、総合的な対策が必要です。

まず、体制の強化について質問します。

児童相談所では虐待通告48時間以内に子どもの安全確認をしなければならず、子どもの安全のために分離保護といった強制的な枠組みで保護者と対峙する一方で、親子関係を修復し保護者に寄り添って支援を行うという、質的に異なる役割を同時に求められるなど、児童相談所は虐待対応で重要な役割を担っています。しかし近年、年々受け持ちケースが増加して、「対応能力を大幅に超えています」防止対策の遅れの要因は専門員の不足があります。国の児童虐待防止対策体制総合強化プランでは、児童相談所の人口当たりの配置基準の見直しで、児童福祉士一人当たり業務量を50ケース相当から40ケース相当となるよう、管轄区域の人口を4万人から3万人に見直すとされていますが、これでも十分とはとうてい言えません。そこで質問ですが、児童福祉司・児童心理司など専門員の大幅な増員を求めていくべきです。

